

11 月末までの対応について

当社におきましては、2020 年 2 月 19 日に対策本部を設置し、従業員の健康管理の徹底（マスク着用、うがい・手洗いの励行、健康状況の確認）、不要不急の会議・研修・出張・訪問等の自粛、従業員もしくはその家族が、罹患あるいはその疑いがある場合の休務取扱などの取組みを行ってまいりました。

緊急事態宣言が解除されて以降、感染者数は減少傾向が続いております。今後、日本でも予防対策緩和の動きが始まると、感染者数が高止まりの状態になると予想されますが、ワクチン接種率が 7 割前後であれば感染者数がある程度増えても、重症者や死亡者の数は抑えられると想定されます。

当社においてもワクチン接種が 7 割を超えつつあり、徐々に制限を解除していく段階入ったと考えられることから、政府ならびに都道府県知事の要請・指示に全面的に協力する方針のもと、11 月末までの間、在宅勤務の推奨や時差出勤は継続しつつ、以下の感染防止対策を実施することといたします。

皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当社の感染拡大防止策

- (1) 在宅勤務可能な従業員については、在宅勤務を推奨いたします。
- (2) 会社機能の維持のため、全国の事業所で執務を行う従業員は、感染予防策（密閉・密集・密接を避ける、サーモカメラによる体温チェック、マスク着用、手洗い励行、アルコール消毒、高度清浄加湿装置の使用等）を講じ、充分安全に配慮して勤務しております。
- (3) 他事業所での勤務が可能な者は、サテライトオフィスを活用いたします。
- (4) 交通機関の混雑を避けるため、時差出勤をより有効に活用いたします。
- (5) 要急の国内出張は可とし、また、要急の海外出張は部門長判断で可否を決定いたします。
- (6) 会食を伴う面談で業務上必要なものについては、部門長判断で可否を決定いたします。
- (7) 会議は Web 等を活用し、対面での会議は感染防止対策を取ったうえで実施いたします。
- (8) 全事業所において、来訪者に対する健康質問票での健康チェックを行います。
- (9) 大人数の会食や 3 密が発生する恐れがあるイベント等への参加は自粛いたします。
- (10) 感染拡大防止策（3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）を徹底し、定期的な換気を心掛け、毎朝の体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は、無理をせず自宅で療養いたします。

引き続き、関係者の皆様および当社グループ従業員・ご家族の安全確保を徹底し、政府の方針に基づき感染拡大防止に努めてまいります。

以上